

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

令和2年4月27日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

記

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等が療養のため労務に服することができない場合に傷病手当金を支給するため芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第5号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年4月21日

芦屋市長 伊藤 舞

芦屋市条例第 15 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和 38 年芦屋市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 （平成 22 年度以降の保険料の減免の特例）</p> <p>第 4 条 （略） <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p>第 5 条 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。</u>）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務</p>	<p>附 則 （平成 22 年度以降の保険料の減免の特例）</p> <p>第 4 条 （略）</p>

改正後	改正前
<p><u>に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>2 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p>3 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u>  <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</u></p> <p>第6条 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p>第7条 <u>前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規</u></p>	

改正後	改正前
<u>定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u> <u>2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条から第7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

## 参 照

### 芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を支給するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給

(附則第5条関係)

給与等の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は感染が疑われるときに限る。）は、次のとおり傷病手当金を支給する。

##### ア 支給対象日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日

##### イ 1日当たりの支給額

直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額

##### ウ 支給期間

支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間

##### (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整（附則第6条及び第7条関係）

ア 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、その期間は傷病手当金を支給しない。

ただし、その給与等の額が、(1)イにより算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

イ アに規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、受けるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合で受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、アのただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

この場合において、市が支給した金額は当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

### 3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の附則第5条から第7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日（※）までの間に属する場合に適用する。

※ 芦屋市規則において令和2年9月30日と定める。

## 新型コロナウイルス感染症に関する国保・後期高齢者医療における傷病手当金の対応について

### 1. 制度概要

- 国保制度等においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとしている（いわゆる「任意給付」）。

### 2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、**国が特例的に特別調整交付金により財政支援**を行うこととする。

- 対象者

**被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者**

- 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

- 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2 / 3 × 日数

※ 上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。

- 適用

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）